施策に関する補足資料

#### 目標1 若年・子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる豊かな地域社会の実現

若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり

子育てに配慮した住まいづくりの促進を目的として、5 都県、7 市区で子育てに適した住宅・マ ンションの認証制度の導入、ガイドラインの作成等を行っている。この中で、子育て世帯向け住ま いが備えるべき、住宅の規模、住戸の面積や性能、共用部の性能や併設施設、子育て支援サービス 等のソフト対応、周辺施設等の立地状況などの基準が示されている。

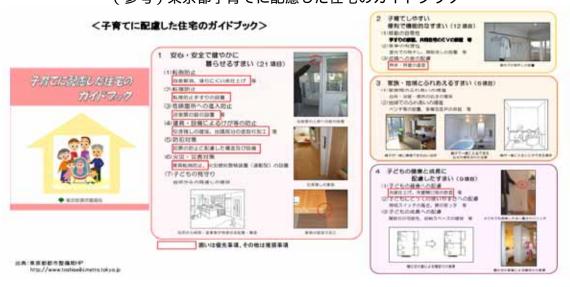
(参考)子育て世帯向け住まいの指針や認証制度等に関する他自治体の取り組み状況

_															基準	の整理	は、	各公	共団体	の認	定基準	非等か	ら主な	ま項目	を整	g. y	開は	公共日	群体に	ヒア	リンク	•
													-	主な器	# <	●必須	OB	択のよ	- 必須1	また推り	4>											
ı					住宅の規模等				住戸の基準				共用部の基準				併設施設		ソフト基準				立地基準		*							
			策定年	敷地面積	住宅	耐火造	EV設置	品確法	その条件	住严	/0) アフ リー	転落改	シック ハウ ス対 集	遮音能	関リの夫	事故	パアリー	駐輪場	転落防止	防犯 対策	キズ ルム設	プレイ ロット の設 置	集会 所の設置	保育等設 置	一時預かり	送迎ース	<del>10</del> 25	ベナ	子育施 の離	利徳の 健 の 健	公園 等の 距離	実積 (うち、 賃貸)
	数数	埼玉県 (マンション)	H23年				•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	•	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13 (1)
ı	府県	埼玉県 (戸建て)	H24年	100 · 120	10声以上			•	•	•	•		•	0	•	0					0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	37
l	П	広島県	H25年		2月 以上	П	•	₩3	П	•	•	•	0	•	0	0	•	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
l	П	要田区 (※1)	H14年		6戸 以上	•	•	•		•	•		•	•	0	0	0	•	•	0	0	0			0	0	0	0				11
18	П	墨田区 (※2)	H25年			•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	•	•	0	0	0			0	0	0	0	0	0		(1)
認定制度	Ш	世田谷区	H18年		20戸 以上	•	•	•	•	•	•	•	•	Г	0	•		•	•		•	0						•				2 (2)
_	市	横浜市	H21年	500ml SLE	10戸以上	•	•		•	•	•			•	0	0	•			0	0		0	•								13
l	軒	川崎市 (マンション)	H20年		20声 以上			983		•							•				0		0									7 (1)
l	Ш	一宮市	H20年		20戸以上		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	0	•	•	•	•			0	0	0	0				0
	Ш	大阪市	H17年	300㎡ 以上	10严 以上			•		•		•	•	•	•	•	•	0	•	•	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	17
		神戸市	H17年		21戸 以上	•	•			•	•	О	•	О	0	0	•	•	•	•	•	•			0	0	0	0				2
黄	都道	東京都	H22年																													-
無	府県	山口県	H20年								0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0									-

- ※1:すみだ子育て支援マンション認定制度【現在は※2に移行】 ※2:すみだ良質な集合住宅認定制度(子育て型) ※3:斬祭マンションのみ
- □:設計に関する配慮事項や基準等を整理

東京都では、安心して子どもを産み育てられる住まいづくりが広く行われることを目指し、住宅 事業者や都民が子育てに配慮した住宅を検討する際の参考となるよう、技術的な情報を整理したガ イドブックを作成し、ホームページでの掲載および冊子の有料販売を行っている。

(参考)東京都子育てに配慮した住宅のガイドブック



出典:国土交通省「第3回安心居住政策研究会」(H26.11.26)配付資料

若年・子育て世帯向けの住まい・住み替え・リフォーム情報と、市町村における移住・住み替え、 UIJターン・同居・隣居・近居支援情報、子育て支援サービス等の情報を一元的に発信すること が考えられる。

### 子育て支援、三世代同居・隣居・近居支援情報の一元化のイメージ(案)



市町村による同居・隣居・近居支援事例

(四街道市)





# 市町村が発信する子育て支援情報例(流山市)



### 高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり

厚生労働省は、2025年(平成37年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の もとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよ う、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進している。千 葉県においても、各市町村でそれぞれの地域特性に応じた取り組みが進められている。

### (参考)地域包括ケアシステムの概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



出典:厚生労働省ホームページ

(参考)取り組み事例 - 地域福祉計画と連動した地域包括ケア(白井市) -



# 住宅地におけるエリアマネジメントの推進

(参考)団地再生の取り組み事例 - 大阪府千里ニュータウンの取り組み -

昭和37年(1962年)のまちびらきから50年が経過した千里ニュータウンでは、行政や住宅管理者が構成する「千里ニュータウン再生連絡協議会」において、千里ニュータウンの様々な課題を解決しながら、まちの活力を発展、継承していくための基本的な考え方を示す「千里ニュータウン再生指針」を策定している。この指針に基づき、住民やNPO等を含む関係者による再生に向けた各種取り組みが進められている。

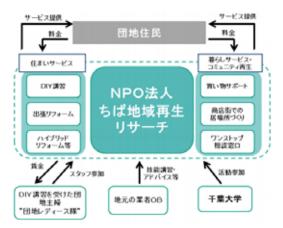


#### 千里ニュータウン再生指針の構成



千葉県内の住宅地においても、地域課題の解決に向けた取り組みが進められている。千葉市海 浜ニュータウンの高洲・高浜地区では、「建替えない団地再生」として、NPO 法人 ちば地域再生 リサーチが、住民と協力する地域の福祉、住宅のリフォームを中心とした地域密着サービス(コ ミュニティビジネス)を行っている。

市原市の青葉台では、町内会・市・コンサルティング会社 とともに、「青葉台地区に市民バスを走らせる研究会」を立ち上げて、 コミュニティバスの運行を実現している。





### 目標 2 次世代にも承継される良質な住宅の形成と空き家の利活用等の推進

良質な住宅の供給促進と住宅性能の確保

(参考)柏市建築物環境配慮制度(САЅВЕЕ柏)

柏市では、『建築環境総合性能評価システム(CASBEE)』を基本に、柏市の地域特性に合わせて独自の評価項目や評価基準を加えた『CASBEE柏』を構築し、建築物の環境配慮についての評価結果を公表している。不動産購入者やテナント等は、これを参考に、より環境に配慮した建築物や事業者等の選択ができる。また、金融機関と連携し、評価結果が一定基準を満たす住宅を取得した場合の住宅ローン金利の優遇措置が適用されている。



(参考)千葉県防犯優良住宅認定制度(一般社団法人 千葉県防犯設備協会)

千葉県では、公益社団法人 千葉県防犯協会において平成 18年より、共同住宅、集合住宅に関して千葉県防犯優良マンション・アパート認定制度が実施されている。これに加え、現在では一般社団法人 千葉県防犯設備協会にて、防犯性能に優れた戸建住宅の基準を示し、戸建住宅を対象とした「千葉県防犯優良住宅認定制度」を創設している。



### 適切な維持管理とリフォームによる質の向上

埼玉県では、NPO 法人、専門家団体、公益企業団体、埼玉県及び市町村が相互に連携し、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行い、良好なマンション居住環境及び地域住環境の形成に資することを目的に、平成 16 年度より「埼玉県マンション居住支援ネットワーク」を設立している。

(参考)埼玉県マンション居住支援ネットワーク



千葉県下の市町村におけるマンション管理・再生支援制度一覧

市町村名	事業名称
	分譲マンション相談会
千葉市	分譲マンション再生合意形成支援制度
	地域再生支援事業
	マンション管理セミナー
市川市	マンション管理士派遣制度
1 371 1 3	分譲マンション共用部分等あんしん住 宅助成制度
	マンション管理無料相談
船橋市	マンション管理士等派遣事業
	分譲マンション耐震診断助成制度
	分譲マンション相談業務
松戸市	松戸市マンション管理相談員派遣制度
	分譲マンション情報提供業務
習志野市	マンション管理セミナー・相談会
自心野巾	マンション管理士派遣事業

市町村名	事業名称
市原市	マンション管理セミナー・相談会
我孫子市	マンション管理セミナー
	マンション管理個別相談会
	マンションアドバイザー派遣制度
浦安市	分譲集合住宅管理アドバイザー派遣
	マンションみらいネット更新費用の助成
	分譲集合住宅共用部分修繕等工事資金 利子補給金
印西市	マンション管理士派遣事業
白井市	マンション管理アドバイザー派遣事業
	区分所有の共同住宅等耐震診断補助事 業

### 空き家の利活用と適切な管理の推進の推進

000

住宅小規模リフォーム助成事業 ---

(10) お試し定位体験施設(その1) ----

お試し宝住体験施設(その2) -

(3) 新なか居住体験施設「最初寺町町 ハウス」 ---

(1) 遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりの推進―

201

........

鳥取県では、空き家の利活用を検討している市民に向けた、空き家の利活用に向けた支援施策、 空き家の活用事例、国の施策等をまとめたガイドブックを作成し、印刷本の配布やホームページへ の掲載を行っている。



- 1.9

- p. 10

- p. 11

- p. 12

00

島取市空き家等の適正管理に関する条例対応フロー図 -

- p. 20

p. 21

p. 22

p. 23

(2) 空き家解体コーディネート・空き家かたづけ隊モデル事業 -

島取市空き家等除却事業費補助金について ---

鳥取市内における空き家の調査状況 --

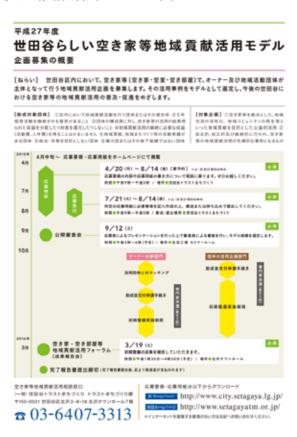
(5) 鳥取市中心市販地基本計画区域図 -

(参考)鳥取市空き家利活用ガイドブック

世田谷区では、今後の世田谷における、空き家等の地域貢献活用の普及・促進をめざし、空き家 等(空き家・空室・空き部屋)で、オーナーまたは地域活動団体が主体となって行う地域貢献活用 企画を募集・選定し、初期整備助成を行っている。

(参考)世田谷らしい空き家等地域貢献活用モデル企画





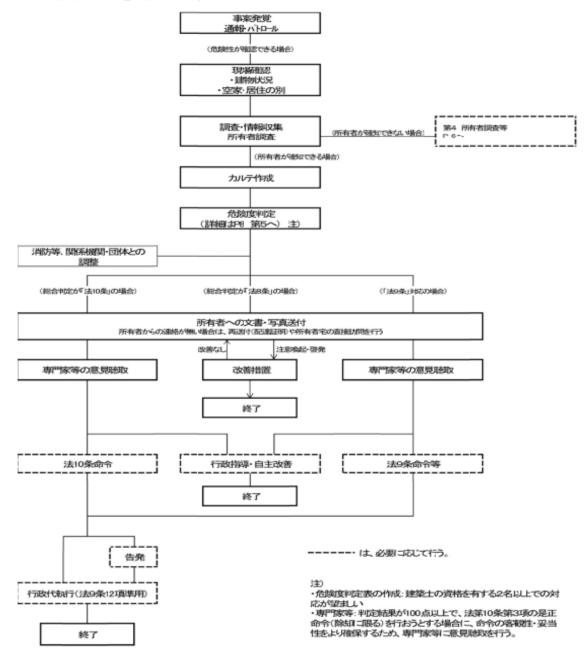
大阪府では、事案発覚から処理までの作業フローや危険度の判定基準等を取りまとめた「放置された空き家等老朽危険家屋に係るガイドライン」を策定している。策定にあたっては、「放置された空き家等老朽危険家屋に係る大阪府内建築指導担当連絡会議(大阪府及び府内全市町村)」において検討が進められた。

(参考)大阪府放置された空き家等老朽危険家屋に係るガイドライン(平成26年1月版)抜粋

# 第2

# 事案発覚から処理までの作業フロー

・「大阪府が特定行政庁(建築基準法第2条第35号に規定。以下、同じ。)の事案発覚から処理までの作業フローを下記に示す。



### 目標3 多様な居住ニーズに応じた住宅市場の環境整備

### 既存住宅の流通の促進

国土交通省は、住宅の適 切な維持管理並びに既存住宅の適正な売買を実現することを目的に、 住宅履歴情報の蓄積・活用のための仕組みを整備するため、「住宅履歴情報の蓄積・活用の指針」 をとりまとめ、普及・周知を行っている。

住宅履歴情報の蓄積・活用の指針の概要

### 住宅履歴情報の蓄積・活用の指針:共通の仕組み

3

### 理念

住宅は、個人資産であると同時に世代を超えて継承されるべき社会的資産でもある。豊かな住 生活を実現していくためには、質の高い住宅を良好に維持管理するとともに、その履歴情報をしっか りと蓄積・活用し、次の所有者へ引き継いでいくことが重要である。

○住宅履歴情報・・・住宅の設計、施工、維持管理、権利及び資産等に関する情報

#### 原則

- (1) 情報の一義的な所有者は住宅所有者。住宅腰歴情報の蓄積は住宅所有者の責任のもとで行われる。
- (2) 建築等により住宅履歴情報が生成された場合、情報生成者は住宅所有者へその情報を必ず提供する。
- (3) リフォーム事業者等の情報活用者が住宅履歴情報を利用する場合、住宅所有者がその情報を提供する。 住宅所有者は、自らの判断により住宅履歴情報を公開することができる。

#### 求められる役割

- (1)住宅所有者:住宅を社会的な資産として認識し、情報を蓄積し、適切に維持管理を行うとともに、住宅とその履歴情報をしっかりと次の所有者へ引き継ぐこと。
- (2)情報生成者:住宅を社会的な資産として認識し、自ら の責任において住宅履歴情報の正確な生成を行い、住宅 所有者に確実に渡すこと。住宅所有者自らが情報を生成 する場合には、自らがその情報を確実に保管すること。
- (3)情報活用者:住宅を社会的な資産として認識し、個人情報の保護に配慮しつつ、維持管理、流通等の場面において適切に住宅履歴情報を評価し活用すること。
- (4)情報サービス機関:住宅を社会的な資産として認識し、住宅履歴情報を適切に保管し、将来に引き継ぎ、住宅の長期使用にあたって住宅履歴情報を活用するために必要な仕組みをもつとともに、住宅履歴情報に関する住宅所有者等の啓発や情報の充実に努める。

#### 共通の仕組み

- (1)対象の住宅が特定できること
- (2)情報項目を標準形に基づき蓄積すること
- (3)共通化された用語を用いること
- (4)セキュリティを確保していること
- (5)虚偽情報登録への対策を講ずること
- (6)確実な情報蓄積を担保する仕組みをもつこと
- (7)情報提供のルールを定めること
- (8)履歴情報の保管・承継・削除等のルールを定めること

### 住宅履歴情報の蓄積・活用の指針:蓄積すべき情報項目

4

# 住宅履歴情報として備えるべきと考えられる項目を提示。

#### ■戸建住宅・マンション専有部分の情報項目例

	項目名	情報の内容
	建築確認	地盤調査、建築確認、工事監理、完了 検査、開発行為に係る書類や図面
新築	住宅性能評価	設計住宅性能評価。建設住宅性能評価 (新築)に係る書類や図面
<b>飛</b> 段階	長期優良住宅 認定	認定手続きのために作成される書類や 図面
	新築工事関係	住宅の竣工時とそれまでにつくられた書 類や図面等
	維持管理計画	メンテナンスプログラム等
	点検・診断	自主点検、サービス点検、法定点検、位 宅診断に係る書類や図面等
維持	修繕	計画修繕、その他の修繕に係る書類や 図面等
維持管理段	リフォーム・改修	性能 仕様等の向上のためのリフォーム・改修工事に係る書類や図面等
階	認定長期優良住 宅の維持保全	保存が義務付けられている維持管理の 記録等
	性能評価	建設住宅性能評価(既存)に係る書類 や図面

#### ■マンション共用部分の情報項目例

	項目名	情報の内容
	建築確認	地盤調査 建築確認、工事監理、完了 検査、開発行為に係る書類や図面
新築段階	長期優良住宅 認定	認定手続きのために作成される書類や 図面
PITE	新築工事関係	住宅の竣工時とそれまでにつくられた書 類や図面等
	維持管理計画	45.30H(0:14至1+100
維持的	点検・診断	自主点検、サービス点検、法定点検、住 宅診断に係る書類や図面等
維持管理段	修繕·改修	大規模修繕、その他の修繕に係る書類 や図面等
階	認定長期優良住 宅の維持保全	保存が義務付けられている維持管理の 記録等
連組営合	マンション管理	マンション管理規約

## ■重要事項説明に関する情報項目

# 共通言語化

これらの項目については、言語の共通化を図るとともに、 類似の用語を識別できるよう読み替えのための辞書を作成。

出典:国土交通省HP「住宅履歴情報の整備検討について」

### 賃貸住宅市場の環境整備

国土交通省は、多人数の居住実態がありながらオフィス、倉庫等の用途に供している建築物であると称して、建築基準法の防火関係規定違反などの疑いのある状況で使用されている物件について、情報受付窓口を設け具体的な物件に関する情報を収集するとともに、都道府県・政令市等の特定行政庁に対して、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うよう要請している。



平成 27 年 9 月 30 日 住 宅 局 建 築 指 導 課

違法貸しルーム対策については、国及び地方公共団体に通報があったもの等について、特定行政 庁において立入調査等を行い、建築基準法違反が判明したものについて、是正指導が行われている ところですが、今般、平成27年8月31日時点の状況をとりまとめましたので公表いたします。 なお、引き続き特定行政庁と連携し、建築物の安全性の確保を進めてまいります。

#### 【全国計】・・・詳細は別紙参照

調査時点		今回(H27.8.31 B	寺点)	前回(H27.6.30 時点)			
調査対象	周查对象物件数(※1)		件	1, 962	件		
E.C	査中の物件数	368	件	403	件		
薤	·築基準法違反が判明した物件数(※2)	1, 314	件	1, 274	件		
	是正指導を行った物件数	1, 285	件	1, 258	件		
	是正指導中の物件数	1, 170	件	1, 149	件		
	是正計画が提出された物件数(※3)	211	件	211	件		
	一部是正済の物件数(※3)	88	件	58	件		
	是正済の物件数	115	件	109	#		
廷	<b>2築基準法違反なしの物件数(※2)</b>	91	件	89	件		
₹	の他(※4)	205	件	196	件		

- (※1)情報提供があっても、住所等が不明であることから貸しルームと疑われる物件の存在が確認出来ないものは、件数から除外。
- (※2)建築基準法関係条例の違反を含む。
- (※3)是正計画が提出された物件数と一部是正済の物件数とは、一部重複がある。
- (※4)調査開始時点で施設が閉鎖されていた物件及び調査により貸しルーム以外であることが明らかになった物件の数。

#### 【主な違反の内容】

違反内容	件数		違反が判明した。 (1,314 件)に対す	違反内容別 是正件数(※5)		
非常用照明裝置関係	984	件	74. 9	96	53	件
窓先空地関係(建築基準法関係条例)	845	#	64. 3	96	41	件
防火上主要な間仕切壁関係	704	4	53. 6	96	58	件
居室面積関係(建築基準法関係条例)	438	4	33. 3	96	12	件
採光関係	399	4	30. 4	96	14	件
その他(※6)	746	4	56. 8	96	48	件

(※5)貸しルームが閉鎖又は貸しルーム以外に用途が変更されたことによる是正件数(71件)は、件数から除外。 (※6)堅穴区画関係(施行令112条)、排煙設備関係(施行令126条の2)、建築基準法関係条例等の違反。

# 違法貸しルームのイメージ





### 目標4 住宅セーフティネットの確保

### 居住支援の充実

### 千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の取り組み







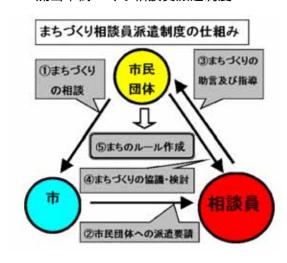


### 目標 5 良好な居住環境の形成

### 個性ある美しい住宅市街地の形成

千葉県内の市町村では、専門家派遣、講座やセミナーの開催、地域団体活動等、景観街づくりに向けた様々な取り組みを実施している。また、東京都では、都下市町村の景観づくり支援制度に関する情報を集約し、ホームページで発信している。

### 流山市街づくり相談員派遣制度



君津市 景観セミナー



### 千葉市やってみようよ まちづくり支援制度

